

京都府山村振興基本方針

令和8年5月

京 都 府

目次

	頁
I 地域の概要	1
1 府域における振興山村の状況.....	1
2 自然環境に係る状況…地理、地勢、気候.....	2
3 社会及び経済に係る状況…人口の動向等.....	3
II 振興山村の現状と課題	4
1 現状	4
2 課題	5
III 振興山村の基本方針及び振興施策	6
1 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項.....	6
(1) 交通施策に関する基本的事項.....	7
(2) 情報通信施策に関する基本的事項.....	8
(3) 産業基盤施策に関する基本的事項.....	9
(4) 産業振興施策に関する基本的事項.....	10
(5) 防災に係る施策に関する基本的事項.....	14
(6) 医療の確保に係る施策に関する基本的事項.....	15
(7) 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む） に関する基本的事項	15
(8) 文教施策に関する基本的事項.....	16
(9) 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む） に関する基本的事項	17
(10) 移住・交流施策に関する基本的事項.....	18
(11) 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む） に関する基本的事項	19
(12) 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項.....	21
(13) その他施策	21
IV 他の地域振興等に関する計画との関連	22

I 地域の概況

1 府域における振興山村の状況

府内における振興山村は、令和7年4月現在で7市4町1村に61地域存在している。そのうち全部山村が1村、一部山村が7市4町となっている。

分布状況は、36地域（5市1町）が北部地域に、15地域（1市1町）が中部地域に、10地域（1市2町1村）が南部地域に位置している。

京都府の振興山村の指定状況

※「市町村名」欄の「○」は、市町村全域が振興山村であることを示す。

※「合併前市町村名」欄について、裸書は平成16年4月1日より後の合併を、（ ）書きは平成11年3月31日～平成16年4月1日の間の合併を示す。

郡名	市町村名	合併前市町村名 (H11.3.31)	旧市町村名 (S25.2.1)
	京都市	京北町 ○	黒田村、細野村、宇津村、周山町、弓削村、山国村
	福知山市	福知山市 三和町 ○ 夜久野町 ○ 大江町	金山村、三岳村、金谷村、雲原村 菟原村、細見村、川合村 上夜久野村、下夜久野村、中夜久野村 河守上村、河東村、有路下村
	舞鶴市		岡田上村、岡田中村、岡田下村
	綾部市		山家村、口上林村、中上林村、奥上林村、志賀郷村
	宮津市		世屋村、日ヶ谷村
	京丹後市	(峰山町) (大宮町) (網野町) (丹後町) (弥栄町) (久美浜町)	五箇村 常吉村、五十河村、三重村郷村、木津村 豊栄村 野間村 久美谷村、川上村、上佐濃村、田村

郡名	市町村名	合併前市町村名 (H11. 3. 31)	旧市町村名 (S25. 2. 1)
	南丹市	日吉町 ○ 美山町 ○	世木村、胡麻郷村、五ヶ荘村 知井村、平屋村、宮島村、 鶴ヶ岡村、大野村
綴喜郡	宇治田原町		宇治田原村
相楽郡	和束町		湯船村
	南山城村 ○		大河原村、高山村
船井郡	京丹波町	丹波町 瑞穂町 ○ 和知町 ○	竹野村 檜山村、梅田村、三ノ宮 村、質美村 上和知村、下和知村
与謝郡	与謝野町	加悦町	与謝村

府内における振興山村の状況

区分	全府 (A)	振興山村 (B)	比率 (B/A)
市町村数	26 市町村	12 市町村	46.2%
面積	4,613k m ²	2,016k m ²	43.7%
人口	2,578,087 人	50,861 人	2.0%
若年者比率 (15～29 歳)	14.9%	8.3%	—
高齢者比率 (65 歳以上)	28.5%	46.0%	—

(人口は、令和2年国勢調査による)

2 自然環境に係る状況 …地理、地勢、気候

京都府は、地形が南北に長く、その歴史的背景や地理的状況等生活圏域の条件や、交流・連携が進みつつある状況を踏まえ、広域的な施策展開を図る必要がある地域として、丹後地域及び中丹地域からなる「北部地域」、南丹地域からなる「中部地域」、京都市、山城地域からなる「南部地域」の3地域に大きく区分される。

北部地域は日本海に面し、沿岸部はリアス式海岸が続いている。内陸部は丹後・丹波山地の中に小規模な平野が開けている。気候は主に日本海側気候に属し、冬季は積雪が多く見られるが、気温は対馬海流のため南部地域に比べ年間1～2度低い程度である。

中部地域は大部分が丹波高原と呼ばれる山地であるが、由良川や桂川の支流に沿って小盆地や河岸段丘が発達している。日本海側に注ぐ由良川水系と太平洋側

に注ぐ淀川水系の分水嶺となっており、気候的にも北部と南部の区分線となっている。

南部地域は、桂川、宇治川、木津川の3川を集める山城盆地が扇状に広がり、比較的平地が多く、京都市を中心に古くから開けた地域となっている。気候は瀬戸内海側気候に属しているが、山間部や盆地では寒暖の差が大きい内陸性気候の特色も持っている。

3 社会及び経済に係る状況 …人口の動向等

人口は、令和2年現在 50,861 人で府域全体 (2,578,087 人) の 2.0% を占めている。振興山村における人口の推移を見ると、昭和50年から令和2年までの45年間で44.9%減少しており、そのうち平成22年から令和2年までの10年間は年平均1.5%の減少が続いている。

この人口減少を年齢階層別人口で見ると、上記45年間で0～14歳及び15歳～29歳が著しく減少（対昭和50年比0～14歳77.6%減・同15～29歳73.0%減）しており、30～44歳及び45～64歳についても大幅に減少（同30～44歳67.5%減、同45～64歳49.4%減）している。一方、65歳以上の高齢者は逆に大幅な増加（同62.0%増）となっており、振興山村の人口のうち46.2%を占めている。

年齢階層別人口の動向

(単位：人)

年度	振興山村					
	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
平成7年	82,905	12,056	11,519	13,870	23,232	22,228
平成12年	77,604	10,053	10,310	11,111	21,297	24,833
平成17年	72,667	8,483	8,200	10,179	20,429	25,359
平成22年	66,258	6,745	6,731	8,710	19,134	24,904
令和2年	50,861	4,152	4,238	5,578	13,304	23,445

年度	府全体					
	総数	0～14歳	15～29歳	30～44歳	45～64歳	65歳以上
平成7年	2,629,592	390,138	628,160	479,180	735,127	386,976
平成12年	2,644,391	360,531	587,546	482,357	740,330	459,273
平成17年	2,647,660	345,071	506,887	533,868	714,695	530,350
平成22年	2,636,092	334,444	437,058	538,473	678,281	605,709
令和2年	2,578,087	294,399	383,977	425,045	658,194	756,404

(国勢調査結果による)

産業別の就業構造は令和2年現在で、第1次産業 15.2%、第2次産業 26.6%、

第3次産業 58.2%で、京都府平均（各 1.9%、22.4%、75.7%）と比較して、第1次産業の比率が高く、第3次産業の比率が低くなっている。しかし、年々、第1次産業の比率は減少（昭和50年 39.3%、平成7年 23.2%）し、第3次産業の比率が増加（昭和50年 28.3%、平成7年 43.1%）している。

このように、振興山村の産業構造は第3次産業にシフトしてきているが、第2、第3次産業の雇用需要は低調であり、若年層の流出につながっている。

産業別就業者数の動向

（単位：人）

年度	振興山村			
	全体	第一次産業	第二次産業	第三次産業
平成7年	44,213	10,243	15,698	18,272
平成12年	43,875	9,825	14,809	19,241
平成17年	36,693	7,660	10,725	18,308
平成22年	30,557	5,419	8,323	16,815
令和2年	23,479	3,569	6,239	13,671

年度	府全体			
	全体	第一次産業	第二次産業	第三次産業
平成7年	1,315,528	43,194	401,574	851,512
平成12年	1,270,485	34,853	365,766	846,116
平成17年	1,248,020	33,764	312,201	868,092
平成22年	1,219,370	26,054	266,440	819,831
令和2年	1,296,738	24,631	289,866	982,241

（国勢調査結果による）

II 振興山村の現状と課題

1 現状

振興山村においては、昭和40年の山村振興法施行以降60年にわたって、交通・通信体系の整備、教育・文化施設の整備、生活環境・厚生施設の整備、医療の確保、産業振興等の諸施策が講じられ、これによって地域の基礎的なニーズに対応した基盤施設や公共施設等の整備は一定の進展を見た。特に、山村振興対策の主要な事業である、第1期対策の振興山村農林漁業特別開発事業から第7期対策の山村活性化支援交付金においては、これまでに事業費総額約207億円をかけ、生産基盤整備、経営近代化施設整備、生活環境整備、都市農村交流施設整備等を行ってきた。

当初は、農道、ほ場整備等の生産基盤整備がほとんどであったが、第3期対策の

頃から生活環境整備が同等程度になり、第4期対策からは、都市農村交流関係施設が実施され、第6期対策からの交付金では、地域ごとに活性化計画を作成し生産基盤、生活環境及び地域間交流拠点等の更なる整備が行われている。また、第7期対策から新たに開始された山村活性化支援交付金の活用により、地域資源を活用した商品開発等による所得や雇用の増大を図るといったソフト面での対策も所得や雇用の増大の面で、成果を上げつつある。

このことは、振興山村における生産基盤や集落環境の整備が一定の水準まで進展したこと、また、産業構造の変化やグリーン・ツーリズム等自然や環境への関心の高まりによる新たな地域活性化の取組が重視されてきていることを示している。

一方、既に述べたように、振興山村では、人口の減少、特に若年層の流出が続くとともに、他地域に比べ著しく高齢化と少子化が進み、集落機能の維持が困難となる集落の増加など、地域社会全体が構造的な変化に直面している。

日本の経済・社会全体においては、交通・情報通信技術等の発展により、人・もの・情報の交流が進展しグローバル化するとともに、企業の行動様式や個人の意識・価値観も一層多様化しており、個人においてはいわゆる田舎暮らしを求めて移住する層の増加、自然や環境への関心の高まりなど、ものの豊かさよりも心の豊かさを求める傾向が進行している。

さらに、地域住民とNPOや企業、大学、行政など多様な主体の協働のもと、ビジネス的手法も用いつつ、地域の創意工夫による地域資源を活用した自主的・主体的な地域づくりが求められている。

2 課題

このように、振興山村を取り巻く社会・経済環境が大きく変化する中で、振興山村がそれぞれの個性を発揮して自立を図るためには、これまでの諸施策により整備された施設等を最大限に活用するとともに、交通・通信体系や生活環境等、生活の基礎的分野における整備を引き続き推進し、整備から長時間を経過した施設等の維持・更新・長寿命化を適切に行いつつ、豊かな自然環境や安全な食料、歴史文化資産、再生可能エネルギーなどの地域資源を最大限に活用し、地域の自給力や地域ポテンシャルを向上させ、府民全体の生活に関わる公益的機能を十分に発揮することで、住民の誇りや愛着の回復、地域経済の向上、人口の維持・増加等を図ることが必要である。

これに加えて、今後は、魅力に富んだ、開かれた地域社会を形成していくため、地域づくりなど様々な分野について地域住民や企業、NPOをはじめとした多様な主体との積極的な協働を促進し、豊かな自然や歴史、文化等地域の特性を活かした個性ある地域社会を再構築し、美しく風格ある国土の形成に努めるとともに、振興山村の保有する地域資源の魅力が見直される中で、グリーン・ツーリズムやエコツーリズムに対する都市住民の関心の高まりを背景にして、都市と農山村の住民との間で新たな「人・もの・情報」の流れを作り出し、都市と農山村の共生・対流を進める必要がある。

また、振興山村では長期間の人口流出により、振興山村自立のための「地域の担

い手」層が減少しているため、地域の主たる担い手である若年者の流出の抑制、定住促進に加え、新たな担い手となる可能性のある世代の都市地域からの移住や地域活動に関わる関係人口の創出・拡大も積極的に進めるとともに、人口を確保し、さらに地域の活動を牽引するリーダーや地域の課題の解決に向けた取組を担う組織等の地域の将来を担う人材の育成や多様な主体が協働して活動に取り組む組織を育成することも必要である。

地域経済・社会を支える産業については、農林水産物・農山村に存在する豊かな自然環境、地域資源等を活用して、生産、加工、販売等の多様なネットワークを構築し、融合を図る農商工連携や6次産業化などの農業ビジネスおこし、都市との交流を軸とした複合化等を通じた収益性の向上や所得の確保、担い手の確保による農林業や地場産業、観光・レクリエーションの振興、農山村ビジネス等の新たな起業の促進を図り、安定的な就業機会を確保するとともに、ゆとりと潤いのある新しい生活様式を実現する場としての機能を整備・提供することも必要である。

さらに、振興山村は高齢化が先行する地域であることから、高齢者が自らの持つ経験と能力を発揮することで地域社会の様々な分野において重要な役割を担うとともに、高齢者自身が生きがいを持って健やかに暮らせる地域社会の仕組みの構築を図ることも必要である。

Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

1 振興山村の振興の意義及び方向に関する事項

本府の山村地域は、広域にわたり豊かな自然環境を有し、農林水産物の供給、国土の保全、水源の涵養、生物多様性の確保、良好な景観の形成や地域に根ざした伝統文化の継承など多面的な機能を有する地域である。その振興を図り、山村における持続可能な地域社会の維持及び形成を進めることは、府内に留まらず、近隣府県はもとより国民が将来にわたってそれらの恵沢を享受することができるようにする上で、重要な課題である。

このため、まずは、農用地や森林の保全、集落環境の維持に資するよう、農林漁業者による農林水産業の生産活動や地域住民による集落の維持のための共同活動の継続の促進を図ることとする。

また、本府の山村地域は、担い手の減少による生産活動の停滞、高齢化の進展や若年層の流出など、その環境は一層厳しさを増してきていることを踏まえ、山村地域が有する機能、直面している課題等を考慮し、山村地域を府民が互いに支え合うという視点に立って、山村の有する多面的機能等に対する国民の理解と関心が高まるように務めつつ、各山村の地理的条件を生かし、地域の個性と活力を最大限に発揮させるよう、住民主体の地域づくり活動を支援するとともに、経済活動のみならず、生活環境の整備や地域間交流の促進等により、振興山村の振興・活性化を総合的に推進していく。

今後の山村振興においては、格差是正という視点に加え、山村の自立的かつ持続

的な発展は、山村以外の国民の暮らしにとっても重要な課題であるという認識に立ち、豊かな自然環境とうるおいのある生活空間を有する山村社会の維持・発展、都市住民等の山村への移住並びに山村における定住及び特定居住の促進を目指し、自然環境の保全に配慮しながら、産業基盤や社会・生活環境の整備を推進するとともに、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興による山村の所得と雇用の確保、教育、医療や介護サービスの確保・充実等による住民福祉の向上等を図ることが重要である。

(1) 交通施策に関する基本的事項

(基本方針)

交通体系の整備については、産業振興をはじめとする地域の自立促進を進める上で必須の要件となる基盤条件の向上を目指して、高速道路網及び広域幹線道路網の整備を進めるとともに、振興山村を含む府域全体からこの高速交通軸に円滑にアクセスする道路網の整備を進める。

これと併せて、通勤・通学・通院・買い物等住民生活の維持と利便性を確保し、地域間の交流や連携を支援するため、各集落と基幹集落・中核的都市等を結ぶ道路の整備を進める。

また、安全で快適な道路交通を確保するため、歩道の設置等による歩行者の安全確保や落石等危険箇所における落石防護柵の整備等による安全対策を行うとともに、冬期には道路除雪の着実な実施を図る。さらに、災害時の代替性を備えた道路として、緊急輸送道路の防災対策や橋梁耐震対策を進める。

鉄道については、周辺都市への通勤・通学の利便性や観光面での誘客という観点から、JR山陰本線の高速化・複線化や関西本線の電化等の実現への要請等の取組を強めるとともに、京都丹後鉄道のより一層安全な運行確保への支援と、海の京都、森の京都、お茶の京都など地域観光振興施策等を視野に入れた利用促進を沿線自治体とともに図る。

生活交通バス路線等については、通学、通院をはじめ、住民の日常生活を支える交通手段として大切な役割を果たしているが、乗客数の減少に伴って路線維持が厳しい状況であり、引き続き生活交通バス路線等の維持・確保に努めるとともに、スクールバス、福祉バス、乗合タクシー等の活用を含め、地域の実状に応じた、住民が利用しやすい生活交通ネットワークの実現を図る。

(主な施策)

- ・高速道路網及び広域幹線道路網、インターアクセス道路の整備
- ・地域間の交流・連携を促進する道路の整備
- ・地域の道路について、1車線改良、2車線改良、視距確保等を適切に組み合わせた「1. 5車線の道路整備」による効果的な整備

- ・通学路等必要性の高い区間について、交通安全対策としての歩道等の整備
- ・緊急輸送道路における落石対策や橋梁耐震対策等の構造強化
- ・消雪パイプの整備等における冬期交通困難箇所の解消
- ・JRの各路線の複線化等の促進
- ・京都丹後鉄道等の運行確保と利用促進
- ・生活交通の維持・確保への支援及び生活交通ネットワークの構築
- ・物流の効率化や、物流の維持・確保に向けた取組の促進

(2) 情報通信施策に関する基本的事項

(基本方針)

情報通信等の基盤が充実し、個性豊かで住みやすい地域をつくる。

また、府域全体でデジタル技術の利活用を進め、いつでも、どこでも、だれもがその利便性を享受できる環境整備や利活用を推進し、暮らしの中で情報の交流を促進する。

また、インターネットを活用した地域情報の発信を促進するとともに、双方向の行政サービス提供のためのハード及びソフトの整備を進める。

さらに、行政の情報化による住民サービスの一環として、インターネットを活用した京都府ホームページによる情報提供を進める。

防災情報システムについては、迅速・的確な情報収集・伝達により住民の安全確保を図るため、京都府衛星通信系防災情報システムの活用を図るとともに、これと連携した各市町村の防災情報システムの整備・充実を促進する。

(主な施策)

- ・携帯電話不感地域の解消、超高速ブロードバンド利用可能世帯の拡大等の基盤整備に係るハード面の支援
- ・同時に取り組むソフト面の支援として、コミュニティ対策に係る支援
- ・いつでも、どこでも、だれもが情報を取得・発信し、交流を図ることができるような地域に根差したデジタル利用環境の整備
- ・産学公連携のもと環境・エネルギー、健康・医療等の分野におけるデジタル技術の積極的利活用の推進
- ・SNSを活用した政策形成段階からの府民参画
- ・スマートフォンアプリによる防災情報等の迅速な共有

(3) 産業基盤施策に関する基本的事項

ア 農林業生産基盤

(基本方針)

地域特性を活かした収益性の高い農業の実現に向けて、地形や気象、土壌、導入作物、経営形態等に適合した区画や農道・水路の配置等、きめ細かな農業生産基盤整備を促進する。

また、農業水利施設については、適期更新、維持管理の効率化・高度化等により、施設の機能を持続的に保全するための取組を推進する。

さらに、農地集積による経営規模の拡大を推進するための農業生産基盤整備を推進する。

森林資源の造成には長期間を要することから、計画的に森林の整備を進めるとともに、木材の生産コストの低減や経営の合理化を図るため、まとまりのある優良な森林を中心に、林道や作業道の重点的整備を図る。

なお、市町村管理の農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要な農道・集落道、老朽化等の被害が生じるおそれがある農道橋等については、老朽化や機能性の判断を行い、劣化予測や対策工法をとりまとめた個別施設計画等に基づき、計画的に農道等の整備を推進する。

(主な施策)

- ・京都らしい効率的かつ持続的な力強い農業構造への転換に向けた、ほ場、用排水路やため池を含む農業水利施設等の生産基盤の整備と保全の推進
- ・農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動を支援（日本型直接支払制度）
- ・園芸産地づくりに向けた農地の高度利用のための施設整備の推進
- ・土地改良区の統合等による土地改良施設保全管理基盤強化
- ・造林保育、間伐の促進による森林資源整備
- ・主伐・再造林、間伐など保育施業の促進による森林資源の循環利用の推進

イ 工業生産基盤

(基本方針)

近年の高速交通網の整備にともなって、振興山村においても、産業立地上のポテンシャルが高まってきていることから、地域経済への波及効果が高く将来性が見込まれる新規成長産業分野や農業等の地域資源を活かすことができる産業分野を中心に積極的な企業誘致対策を推進する。

(主な施策)

- ・長田野工業団地アネックス京都三和（京都北部中核工業団地）等への企業誘致
- ・中丹地域における先端産業集積拠点の形成
- ・新規立地企業に対する補助・融資・税制上の優遇措置等の支援

(4) 産業振興施策に関する基本的事項

ア 農林業の振興

(基本方針)

他に真似のできない京都ならではの付加価値の高い農林産物づくりを通じた収益性を確保できる産業としての農林業を目指し、農業においては、全国から高く評価されているブランド京野菜の産地規模の大幅な拡大をはじめ、宇治茶や黒大豆・小豆等特産品の生産を振興し、収益性の高い品目への転換を一層進めるとともに、米についても、経営の合理化を図りながら、食味重視の米づくりや酒米づくり等の地域の条件を活かした取組を促進する。併せて、地域計画に基づき、農地集積を進めるなど農業経営の規模拡大を図る取組を推進する。

林業においては、質の高い木材生産と、間伐材を含めた木材の利用促進、丹波まつたけや丹波くり等特用林産物の振興等を総合的に推進する。

また、消費者の食や健康に対する関心の高まりに対応して、農産物の「安心・安全」を認証する京都こだわり生産認証システムや環境にやさしい農業の推進のほか、資源の循環利用等も促進しながら消費者の信頼を得ることができる農林産物の生産・供給を図るとともに、加工や体験農業等の取組を促進し、農商工連携や6次産業化などの農業ビジネスによる付加価値の高い農林業の実現を図る。

さらには、食品企業との契約栽培など、実需者ニーズを起点とした産地づくりや、デジタル技術を活用した新たな流通体制の整備に取り組む。

(主な施策)

- ・京都オリジナルの黒大豆、小豆品種を活用した、京都らしい持続的な地域水田農業の確立
- ・京野菜、宇治茶等、付加価値の高い品目の生産拡大と流通の多様化の促進
- ・耕畜連携による堆肥の有効利用の促進
- ・省力化技術開発等、先端技術開発の研究推進とデジタル技術を活用した生産製の向上、流通の効率化等を支援するスマート農業の展開
- ・スマート農業の導入などによる高品質化・高収量化の技術普及
- ・農林産物の加工や農林業・食育体験事業等の実施による、多角的な農林業経営の推進

- ・農地中間管理事業の推進
- ・農企業者育成の推進
- ・需要に対応した府内産原木の安定供給体制構築等による循環型林業の推進
- ・キノコ類等収益性の高い特用林産物の生産技術開発
- ・各種融資事業や共済事業等、経営安定対策の促進
- ・GAPや有機農業など、消費者の信頼に応える安心・安全な農産物の生産振興
- ・実践型食育や地産地消等の推進による食文化の継承

イ 森林、農用地等の保全

(基本方針)

社会・経済のグローバル化の進展や担い手の高齢化等、農林業を取り巻く厳しい状況により、森林、農用地の遊休・荒廃が進んでいる状況にあるが、森林や農業生産基盤である農用地は、生産の場としてだけではなく、土砂崩れや洪水の防止、水源の涵養、美しい景観の維持等多面的機能の良好な発揮にも大きな役割を果たしている。また、地球温暖化防止対策が国民的課題となっている中、森林が持つ二酸化炭素の吸収・固定機能が重視されている。

この森林、農用地のもつ多面的機能を持続的に発揮させるため、間伐をはじめとする適正な森林の管理や遊休・荒廃農地を利用した市民農園の設置、里山を活用した交流空間の整備、さらに農山漁村への移住を促進する観点も加え、府民ぐるみで森林や農用地等の地域環境を守り育てる施策を実施する。

(主な施策)

- ・生産基盤及び近代化施設等の整備
- ・間伐材等の加工及び需要拡大の促進
- ・京都モデルファーム運動、京都モデルフォレスト運動等、多様な主体による保全活動の推進
- ・ふるさとボランティア、森林ボランティア、NPO法人、企業等の多様な主体の活動
- ・日本型直接支払制度(多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度)の推進

ウ 地域資源の活用

(基本方針)

京都府は、北から南まで豊かな自然と共生し、その中で長年にわたり地域の多様な文化と歴史が育まれてきた。農林水産業においても、京野菜や宇治茶、丹波くりなどに代表される個性や多様性が京都の強みとなっている。

この強みを活かすため、地域特性に根ざし、高い技術力に支えられた、他地域に真似のできない付加価値の高い農林水産物づくりや消費者のサービスの充実を通じ、収益性を確保できる産業としての農林業の実現を目指す。また、すべての地域がその個性や資源を最大限活かせるような夢のある構想として京都府政の羅針盤である「京都府総合計画（令和4年12月改定）」に基づき、地域ごとのテーマに沿った産業の振興を推進する。

加えて、「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」のエリアごとの地域資源を活かした取組を推進する。

（主な施策）

- ・「海の京都」、「森の京都」、「お茶の京都」の取組の推進
- ・地域の特色ある食材の生産振興
- ・木質バイオマスをはじめとする再生可能エネルギーの地域内外での利用の推進
- ・観光・農商工連携等、地域資源を生かした新ビジネスの創出
- ・地域資源を活用し、山村の魅力を発信する人材の発掘及び育成の支援

エ 鳥獣被害

（基本方針）

地域ぐるみによる防護柵の設置などの防除の推進や加害獣の重点的で迅速な捕獲を図るとともに、科学的・計画的な保護管理を進め、「人と野生鳥獣の共存のあり方」を検討するとともに、より効果的で効率的な被害防除対策を実施し、安心して生産・生活できる環境づくりを進める。

（主な施策）

- ・被害を軽減するデジタル新技術の開発と普及
- ・野生鳥獣の生息状況の把握調査
- ・広域的な防除・捕獲体制の整備促進
- ・適正な鳥獣の生息密度管理の促進
- ・森林整備等野生鳥獣との棲み分けを可能とする里山林や奥山林の整備
- ・鳥獣保護区の設定
- ・有害鳥獣捕獲員の育成と鳥獣被害対策実施隊の体制整備
- ・恒久型防護柵の整備促進
- ・デジタル技術を活用した効率的な捕獲及びジビエ利用等の捕獲個体の利活用等を推進

オ 工業

(基本方針)

北部地域の中心的地場産業である織物業については、従来の素材生産・和装生産中心型の産業構造から、繊維製品の完結型産地を目指し、「素材」、「加工」、「用途」の各段階の総合産地化対策の推進が必要であり、デザイン力・商品企画力向上対策の強化、高付加価値織物の研究開発等を促進するとともに、環境変化に対応する経営力の強化や、産学公連携による新技術・新商品等の開発を推進するほか、観光産業をはじめとした他分野との連携による産業活性化のための取組を進める。

もう一つの代表的地場産業である機械金属工業については、高難易度加工による高付加価値部品製造への進出に対して、技術開発や販路開拓など、支援機関による技術・経営の両面からの支援を行う。

その他地域の振興山村においては、工業集積が低く、全体として、地域経済に大きな影響力をもつ地場産業が成立するまでには至っていないが、地域内及び近隣地域における新規工業団地等へ今後成長が予想される産業の集積を進め、新たな中核的産業拠点の整備を図るとともに、地域資源・人材等を活用した産業起こしを積極的に展開し、新たな地場産業の育成を図る。

(主な施策)

- ・新技術の導入・デザイン開発への支援等、丹後織物業の総合産地化
- ・新分野進出への取組支援等、北部地域機械金属業の振興
- ・研究開発や新たな連携等による経営革新への支援、中小企業金融対策の推進
- ・産学公連携による新技術・新商品等の開発の推進

カ 商業・観光業

(基本方針)

振興山村は、商圏人口が少ないことに加えて、モータリゼーションの発達等に伴う消費購買力の流出等、地域商業にとって厳しい経営環境下にある。

このため、各地域における特色あるまちづくりと連携しながら、利便性のみならずコミュニティ機能を備えた、地域住民にとって魅力のある商店街・商業施設の整備を促進する。こうしたハード面の整備に加えて、おもてなしや地元の食材の活用など地域の魅力づくり、外部人材の活用やソーシャルビジネス等との連携による空き店舗を活用した賑わいづくりなどによる地域商業機能の充実に向けた取組を推進する。

また、近年のグリーン・ツーリズム等の高まりに対応すべく、振興山村においてもその豊かな自然と歴史文化という貴重な地域資源を最大限活用した様々な施策を積極的に展開することにより観光産業の推進を図る。

(主な施策)

- ・各商店街の特性に応じた創生戦略に基づく不動産流動化やデジタル技術の活用による商店街の活性化
- ・地域創生の取組との連携や大型店の適正立地等、まちづくりと調和のとれた商業振興
- ・「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」の取組の推進、日本遺産「日本茶 800 年の歴史散歩」「300 年を紡ぐ絹が織り成す丹後ちりめん回廊」等各地域における広域観光の推進
- ・グリーン・ツーリズム、エコ・ツーリズム等、地域資源を活かした観光の推進
- ・住民が主体となった地域サービス産業起こしの支援
- ・生産者と消費者の交流、地域の観光、食育の拠点として京野菜ブランドを活用した事業の展開

(5) 防災に係る施策に関する基本的事項

(基本方針)

近年、地震や気候変動の影響による台風、集中豪雨等による大規模災害が激甚化・頻発化しており、厳しい地形や気候条件、高齢者単身世帯の点在、脆弱な通信手段等により災害時に孤立する可能性があることや緊急時の避難が困難であることなどを踏まえ、住民の防災意識の向上、自主防災組織や消防団などの充実・強化を図るとともに、安全な避難場所、避難ルート等の整備、実効性のある避難計画の策定、避難所の環境整備を推進する。併せて、河川堤防や護岸・土砂災害等の危険箇所の把握・共有化や定期的な防災訓練の実施等を推進する。

さらに、流域のあらゆる関係者が協働し、水害を軽減させる「流域治水」の取組を推進するため、河川堤防や護岸・土砂災害等の危険箇所を把握し、それらの防災情報の地域における確実な共有化や定期的な防災訓練の実施等を推進するとともに、河川の計画的な整備や農業用ため池の適切な管理・保全と整備、土砂災害・森林などの危険箇所の整備など、ハード・ソフト両面の対策を着実に進める。

また、災害の発生を防止するため、河川の計画的な整備や農業用ため池の適切な管理・保全と整備、土砂災害・森林などの危険箇所の整備を進め、内水対策の充実も図る。

さらに、地震、津波などに対する防災・減災の取組の推進に加え原子力災害対策も強化する。

(主な施策)

- ・国土利用計画と土地利用調整システムの充実
- ・河川改修等の治水対策の推進

- ・生活関連ダムの整備の推進
- ・森林の有する国土保全機能、洪水緩和機能等の発揮のための治山施設等の整備と多様な森林整備の推進
- ・防災重点農業用ため池の適正な維持管理と防災工事等の推進
- ・総合的な土砂災害対策の推進
- ・災害時の避難計画の策定や孤立集落対策の実施、備蓄体制の強化、避難所の環境整備、迅速な復旧・復興のための防災対策の推進及び関係機関等との連携体制の構築・強化

(6) 医療の確保に係る施策に関する基本的事項

(基本方針)

地域住民の生命と安全を確保するための基礎的な条件を整備することを基本として、関係市町村と連携し、無医地区や初期診療の不足している地域における医療施設の整備や開業医の高齢化による医療供給機能の低下等に対応した計画的な医師確保を図る。このため、自治医科大学での医師養成や府立医科大学での医師確保と医師派遣等により、医療不足地域への効果的な医師等の配置に努めるとともに、府立医科大学等と連携した医療提供体制の確保を図る。

また、疾病構造の変化等に対応して、より質の高い医療サービスを効率的に供給していくため、広域的に設定された2次医療圏を単位として、今後とも各地域の中核病院の整備や自治体立病院の機能の充実を図る。

さらに、京都府保健医療計画に基づき、医療圏内の医療資源の適正配置と効率的活用を進めるとともに、それぞれの医療機関の役割に応じた機能分担と相互連携を促進し、高度医療、救急医療、へき地医療等、総合的・体系的な地域医療システムの確立を図る。

(主な施策)

- ・地域医療支援病院の承認促進、電子カルテの導入等、地域医療のネットワークづくり
- ・高規格救急自動車、消防ヘリコプターやドクターヘリ等を活用した救急搬送体制の整備
- ・医師派遣システムの構築等、医療不足地域対策の推進
- ・院内感染防止対策、医療機関の情報提供等、医療の安全確保と情報提供

(7) 社会福祉施策（子育て環境の確保に関する施策を含む）に関する基本的事項

(基本方針)

高齢化が深刻な振興山村において、高齢者や障害者等が生きがいを持ち、かつ自主的・主体的な社会参加活動の場を確保するため、働く意欲のある人への就労機会の確保や文化・スポーツ活動、ボランティア活動等、高齢者等の生きがいづくりと社会参加を促進するための取組を進めるとともに、地域で安心して子どもを産み育てられるよう、市町村と連携して妊娠から出産・子育てまで、切れ目のない支援に取り組む。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・福祉を一体的に提供する地域包括ケアの一層の充実を図るとともに、介護保険制度の円滑な実施に努める等、利用者の立場に立った総合的・一体的な保健福祉サービスの提供体制の充実を図る。

さらに、高齢者等が暮らしやすいまちは、すべての府民にとっても暮らしやすいまちであるとの認識のもとに、安心・安全・快適なまちづくりを推進する。

(主な施策)

- ・介護・福祉分野の人材確保及び定着を図るため、積極的な事業を展開
- ・老人クラブへの支援等、高齢者のための情報提供・高齢者同士の交流の促進
- ・就農支援講座の充実等、定年帰農への支援
- ・各種検診、保健事業等、寝たきりの予防と健康づくりの推進
- ・身近な地域における相談窓口機能の充実等、高齢者を地域全体で支えるシステムづくり
- ・介護保険制度をはじめとする高齢者に対する適切なサービスの提供
- ・道路交通環境、住宅、公共施設等のバリアフリー化の推進
- ・妊娠・出産から育児に至る総合相談・支援の拠点づくり
- ・市町村と連携した多様な保育サービスの提供
- ・保育人材等の確保・質の向上
- ・子育てに適した住環境整備の促進及び子育て家庭の経済的負担の軽減を図る取組の推進

(8) 文教施策に関する基本的事項

(基本方針)

京都府では、四季の移り変わりや人々の暮らしとともに育まれた祭りや年中行事などの多様で個性あふれる地域文化が受け継がれてきた。こうした地域文化は、府内各地の魅力を伝えるとともに、京都全体の文化の力として国内外の人々を惹きつける強みともなっている。

また、これらの地域文化は、多世代を結ぶ地域コミュニティの形成に寄与すると

ともに、地域への誇りと愛着の醸成にも寄与している。

府民はもとより、地域の企業や文化・経済団体、教育機関など多様な主体の有機的な連携のもと、こうした地域文化の魅力を活かし、さらに磨き上げることにより、府内各地で活力が生み出される京都を目指し、「文化が活きる京都の推進に関する条例に基づく基本的な指針」に基づく取組を推進する。

教育においては、小規模校の特性や豊かな自然環境を活かした教育効果の高い学校教育の推進や情報通信ネットワークを積極的に活用した学習内容の充実を図るとともに、学校施設面の整備・充実や遠距離通学者への対策の充実を図る。

また、児童生徒に「生きる力」を育むための環境の整備に努めるとともに、自然体験活動等青少年の学校外活動の機会の充実を図る。

住民一人ひとりが、生涯にわたって様々な学習活動が行えるよう、多様なニーズに応じた生涯学習のための指導者の育成、組織体制の整備等を推進する。

(主な施策)

- ・ 地域文化の文化的価値等の魅力的な発信など、地域文化による地域活性化の取組の推進
- ・ 伝統行事や伝統産業に用いられる素材の保全・継承
- ・ 地域の文化資源と観光、まちづくり施策との連携の推進
- ・ 地域の文化活動等の国内外への発信
- ・ 地域文化の振興等に係る施設の整備
- ・ 郷土愛を育てるための、郷土資料館等を活用した教育活動の推進
- ・ 農山村における伝承技能の登録促進や、郷土食・行事食、伝統的行催事等、優れた伝承文化の継承と保存
- ・ 情操教育等幅広い観点からの農業体験事業等の実施
- ・ 情報・環境教育の推進
- ・ 通学バス路線の確保
- ・ 地域住民の生涯学習、スポーツ活動のための学校施設の開放
- ・ 公共図書館相互の図書貸借の活性化等による図書館情報ネットワークの推進
- ・ 宇治茶生産の景観等、地域の価値の再発見と技術・文化の維持につながる、世界文化遺産登録等の取組の推進

(9) 社会・生活環境施策（集落整備施策を含む）に関する基本的事項

ア 生活環境

(基本方針)

住民が安全で心豊かな日々の生活を送るため、水道設備、消防救急等の基礎的な

公共施設・サービスについて、よりきめ細かい整備と活動体制の強化を図る。

また、近年の都市的生活様式の普及等による住民ニーズの高度化、若年層の定住、住民の大部分を占める高齢者、地域を訪れる人々の利便性を考慮して、下水処理施設、公園、住宅等快適でゆとりのある生活環境を創出するための基盤整備についても、各地域の実状に応じた、計画的・段階的な整備を促進する。

(主な施策)

- ・ 安定的な水道水の供給のための簡易水道の統合
- ・ 公共下水道、集落排水、浄化槽等、地域の実状に応じた計画的・効率的な整備
- ・ 消防本部の広域化による高度な消防サービスの提供
- ・ 消防団、自主防災組織等の活性化
- ・ 農山村公園、生活道路、U I J ターン者用住宅整備、移住促進のための空き家改修、生活基盤整備の促進
- ・ 消防署所から遠隔の地域で、消防団員を中心に地域内の救助や救護等の活動力を高める体制づくり

イ 集落整備

(基本方針)

地域の総合的・計画的な土地利用計画等に基づき、住宅、商業、農業、教育・文化、保健医療・福祉、公共サービス等に関連する諸施設の体系的な整備や機能の充実を図るとともに、基幹集落と集落、集落と集落を相互に結ぶきめの細かい交通・通信ネットワークの整備を進め、各集落間の連携と交流の強化を図る。

また、高齢化の進展等により相互支援等伝統的な集落機能の維持が困難な場合、地域の集落全体の再編や、より広い範囲での集落機能の再構築を図る。

(主な施策)

- ・ 住民が主体的に行う集落機能の維持増進活動への支援
- ・ 景観と調和した集落環境整備の推進
- ・ 農林地や土地改良施設の維持管理対策の促進
- ・ 複数集落連携による地域運営体制構築の支援

(10) 移住・交流施策に関する基本的事項

(基本方針)

移住施策については、関係人口も支援対象に位置づけるとともに、移住者の協力を得ながらまちづくりを進める市町村を支援することにより、多様化する移住の需要への対応や、移住者と地域住民の交流促進による地域の活力向上と持続的発展に向けた取組を進める。

また、国内外の方々と地域との交流から生まれる移住へのきっかけづくりや、各地域の強みを活かした企業等の集積や雇用の創出など、選ばれる地域づくりを進める。

また、振興山村等各地において戦略的交流拠点づくりを進めるとともに、ネットワーク化を図ることで、農山村から域外へ向けた効率的な情報発信ができる環境を整える。

なお、古くからの伝統文化を伝承・保持する農山村が、府民の共有の財産であるとの意識の醸成を図ることも重要である。

(主な施策)

- ・移住者の住まいの確保支援
- ・移住検討者に対する情報発信
- ・移住定住へのフォローアップ
- ・移住者の仕事の確保支援
- ・「海の京都」「森の京都」「お茶の京都」の取組の推進
- ・発信力・集客力のある戦略拠点の形成
- ・戦略拠点等を結ぶ観光交流基盤の整備
- ・戦略的なプロモーションの実施
- ・農林漁業体験民宿、農家レストラン等の開業促進
- ・都市部大学生などによる滞在型集落活性化活動の展開

(11) 担い手施策（労働条件の改善に関する施策を含む）に関する基本的事項

(基本方針)

農林業は、大自然を相手に努力次第で自己実現が図れ、人間の本源的な欲求を満足してくれるすばらしい仕事であることをアピールしながら、京都府の農林水産業の成長産業化に向けて、増加する企業的経営を担う次世代の専門的な人材として、経営者として独立・自営就業を行う人材や、技術者として法人等へ雇用就業する人材など、専門性の高い人材を育成することが必要である。また、農山漁村のコミュニティを維持・活性化していくためには、農山漁村を支える兼業的な人材やそれらを支える人材も、併せて確保・育成するとともに、農作業受託組織等組織的な担い手の育成と機能強化、女性や高齢者の能力の発揮、新規就農・就業者の確保等を総合的に推進する。

また、山村地域の農業は、これまでに行われた生産基盤等の整備や各種の振興施

策の実施により、生産性の向上等の一定の成果が見られるものの、担い手の減少や高齢化、食生活の多様化やライフスタイルの変化に伴う消費の変化や自由貿易協定などの環境の変化に加え、近年頻発する自然災害や鳥獣害の深刻化など、地域農業の維持が引き続き厳しい状況にある。

こうした中、様々な面で山村地域の社会・経済構造を支えている農業の生産活動を、地域ぐるみで維持していくことが極めて重要であることから、U I J ターンも視野に入れた中核的担い手の確保や法人組織の育成、農地中間管理機構を介した農地集積による力強い農業構造への転換、集落間の連携による広域的な集落営農体制の構築を図るとともに、ライフステージに応じて多くの人が農業に携わることができる条件づくりを進め、女性や高齢者、農作業受委託組織等、多様な担い手の活躍により地域農業の持続的な発展を推進するとともに、経営体質の強化を図るため生産組織の法人化を積極的に促進する。

こうした地域を牽引する担い手の育成のため、生産能力に加え企画販売能力やマネジメント能力、コミュニケーション能力など総合的な経営力の醸成を推進し、地域の実態に応じた持続的な農業を行うための仕組みづくりを進める。

さらに、農山村の維持・活性化に大きな役割を果たす地域リーダーの育成とネットワークづくり、都市住民はもとよりNPOやボランティア等との協働体制づくりを促進し、農林業と農山村を支えるヒューマンパワーを総合的に強化する。

こうした取組を農林業分野にとどめることなく、伝統産業や中小企業が多い京都府の地域特性を踏まえて、産業界、労働界、教育界、国・市町村等と連携しながら、安定した雇用と地域産業を支える労働力の確保を図るとともに、地域の実状に応じた雇用対策を進める。

また、健康でゆとりある勤労者生活の実現に向けて、労働時間の短縮や勤労者福祉の充実を促進するとともに、安定的な労使関係のもとで、労使間の問題が自主的に解決されるよう、双方の意思疎通と相互理解を促進する。

さらに、子育てや介護等を行う勤労者が安心して働き続けられる環境を整備するとともに、子育てや介護等により退職した人が能力や経験を十分に活かして再就職できるよう支援する。

(主な施策)

- ・人材育成拠点等を活用した新規就農者の確保・定着と担い手の育成
- ・経営スタイル・ライフスタイルに応じた支援による多様な担い手の確保
- ・6次産業化や農業ビジネス等の促進
- ・農作業受託組織や市町村農業公社の育成
- ・組織化や加工開発の支援等を通じた女性の能力の発揮
- ・女性や高齢者の優れた営農技術の継承
- ・総合的な経営力を有する人材を育成するための仕組みづくり
- ・民間企業（NPO）等との連携、研修や実践をとおした地域リーダーの育成・輩出

- ・ 東京都ジョブパークやU・Iターンセンターを活用した北部地域へのU・I・Jターン就職の促進等、地域の実状に応じた雇用対策の推進
- ・ 京都ジョブパークによる、相談から就職、職場への定着までを一貫して行うワンストップサービスの提供
- ・ シルバー人材センターへの助成等、高齢者の多様な就業への支援
- ・ 職場における男女の均等な機会と待遇の確保等、女性の就業環境の整備
- ・ 労務改善活動等への支援等、中小企業における労働環境の整備
- ・ 育児休業制度・介護休業制度の普及・啓発等、子育てや介護等を行う勤労者が働き続けやすい環境の整備
- ・ 特定地域づくり事業協同組合制度を活用したマルチワークによる地域産業の担い手確保の促進

(12) 自然環境の保全及び再生に係る施策に関する基本的事項

(基本方針)

それぞれの河川の流域等を一つの文化圏としてとらえ、これらの整備・保全と合わせて地域の景観等に調和した整備を行い、自然、歴史、文化等の流域特性を重視した美しい生活空間の創造を進める。

(主な施策)

- ・ 国立公園等の自然環境、自然景観の保全と利用の促進
- ・ 自然環境、歴史的風土の保全と活用の推進

(13) その他施策

(基本方針)

急激な人口減少・高齢化が進む農村地域において、農地や集落内の施設維持や高齢者の見守り活動等、地域での生活に欠かせない共同活動を継続していくため、これらの活動を将来人口規模に見合う形に再構築し、ソフト・ハードの両面から省力化や効率化を図るとともに、外部人材を積極的に誘致して農山漁村発イノベーションを促すことにより、人口減少に対応できる地域運営体制づくりを推進する『京のむらづくり』の取組を持続・発展するとともに、移住・定住を促進し、地域を支える多様な人材を確保・育成する。

また、半農半Xや週末居住、二地域居住等を推進し、多様なライフスタイルを支援する。

(主な施策)

- ・住民の共助・互助や集落間連携による持続可能な地域づくり
- ・農山漁村コミュニティの再構築を支援
- ・農村型地域運営組織の立ち上げを支援

IV 他の地域振興等に関する計画との関連

京都府においては、府政運営の羅針盤である「京都府総合計画（令和4年12月改定）」を作成し、「あたたかい京都づくり」を進めることとして各種施策の推進に取り組んでいる。また、地域防災計画、国土強靱化地域計画、水循環基本計画の推進を図っている。

また、本府の振興山村の多くは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）に基づく過疎地域にも指定されており、京都府過疎地域持続的発展方針（令和7年12月改定）及び同計画が策定されている。

加えて、半島振興法（昭和60年法律第63号）に基づく半島振興対策実施地域に指定されている丹後地域では、丹後地域半島振興計画（令和8年3月改定）が策定されている。

このため、本府における振興山村の振興施策の展開にあたっては、これらの計画等との整合を図りながら推進するものとする。